

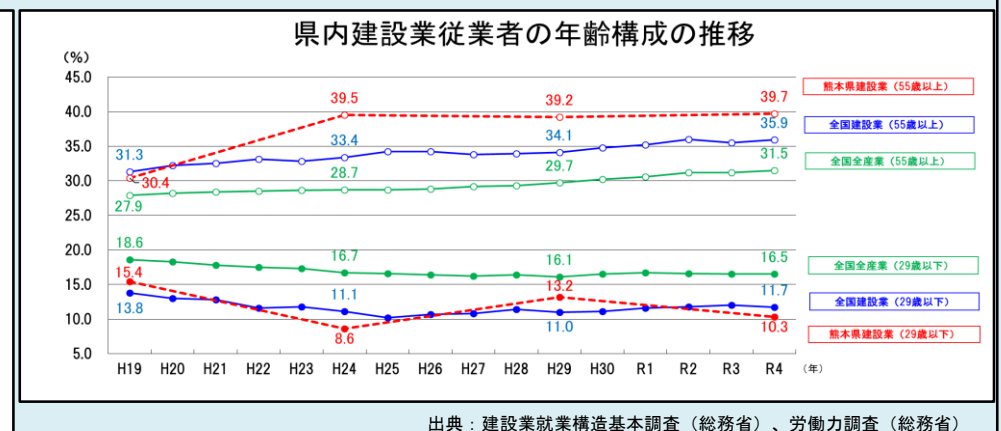
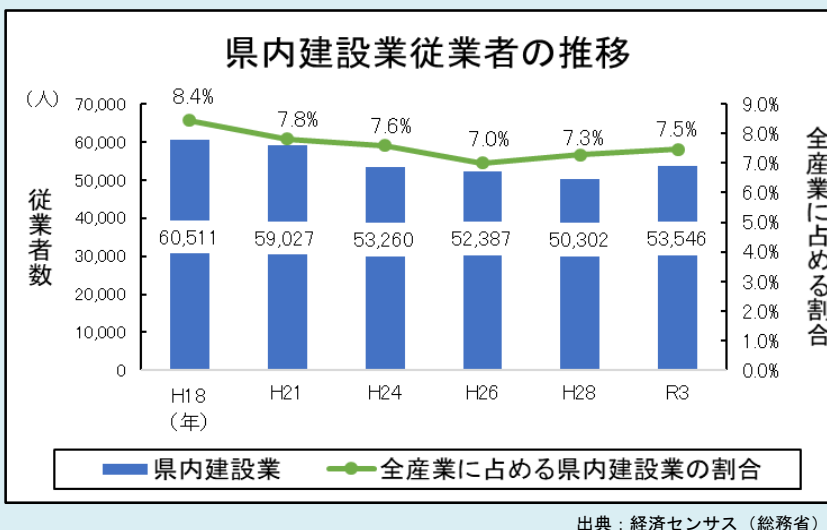
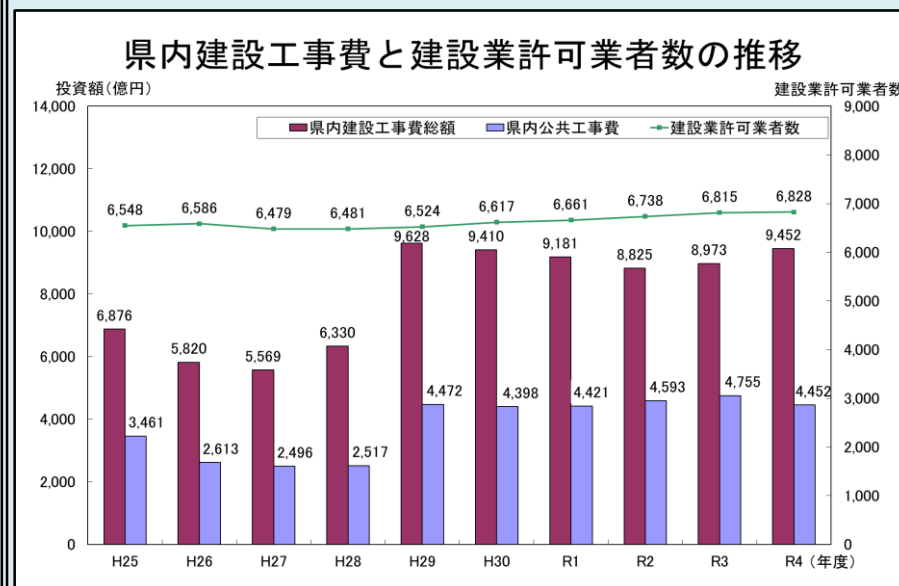
第4次熊本県建設産業振興プラン(案・概要)

1 策定の背景

- 県内建設産業は、社会基盤整備をはじめ、災害への対応など「地域の守り手」として不可欠な存在。また、広域幹線道路ネットワークの整備や半導体関連産業の集積地域を含む熊本都市圏の渋滞対策、防災・減災、国土強靱化対策などを支える重要な産業
- その一方、生産年齢人口の減少や技術者の高齢化に伴い、人材確保や技術・技能の承継など、「担い手の確保・育成」が喫緊の課題
- また、限られた人員と実労働時間の短縮の動きの中において、建設産業が多様な人材から選ばれるよう、建設DXへの取組みなどによる「生産性向上」や業務体制見直しによる「働き方改革」の推進が不可欠

2 県内建設産業の現状

- 県内建設工事費と建設業許可業者数の推移
 - ・県内建設工事費は、熊本地震や令和2年7月豪雨災害、国土強靱化対策等の影響により、H29年度から急激に増加
 - ・建設業許可業者数は、ピーク時(H11年度:8,327者)から約18%減少しているが、H28年度以降は増加傾向にある
- 県内建設業従業者の推移
 - ・H18年～H28年にかけて約1万人減少しているが、H28～R3年にかけては、約3,200人増加し、持ち直しの動きも見られる
 - ・全産業に占める割合は近年7%台で推移
- 県内建設業従業者の年齢構成の推移
 - ・県内建設業従業者は、55歳以上の割合が約40%と全国平均の約36%を上回り高齢化が進行
 - ・また、29歳以下の従業者の割合は、約10%と全国平均の約12%を下回っている



3 課題

- ※「地域建設産業のあり方検討委員会(熊本県)」報告書「熊本県の建設企業の現状に関するアンケート調査」(一般財団法人 建設業情報管理センター)
- (1) 人材の確保・育成について
- 技術者、技能労働者ともに、約8割の事業者で「不足」又は「やや不足」と回答
⇒生産年齢人口の減少や技術者等の高齢化に伴う、人材確保や技術・技能の承継が必要
 - 建設業に対するイメージについて、約4割の県民が「良い」又は「どちらかという」と回答している一方、約2割は「悪い」又は「どちらかという」と回答。また、残りの約4割は「特になし」と回答
⇒更なる建設産業への理解促進が必要
- (2) 生産性向上や働き方改革について
- 技術者、技能労働者ともに、約8割の事業者で「不足」又は「やや不足」と回答【再】
⇒限られた人員と実労働時間の短縮の動きの中において、生産性向上を図るためには、ICT施工や遠隔臨場等の建設DXの推進が必要
 - 毎月勤労統計調査によると令和5年の1人平均月間出勤日数は、全産業と比べて約2日(約1割)多い。また、実労働時間数は、約37時間(約3割)長い
⇒人材確保や技術・技能の承継に課題がある中において、若年層への入職促進や継続就業につなげるためには、他産業でも導入が進んでいる「完全週休2日制の実施」、「現場技術者等の負担軽減」等による働き方改革の推進が必要

4 前プランの取組実績

- 将来の建設産業を支える人材の確保・育成
 - ・週休2日試行工事の導入
 - ・建設企業魅力発見フェアや建設産業ガイダンスの開催 など
- 生産性の向上等による技術と経営に優れた建設産業
 - ・ICT活用工事の導入
 - ・技能振興センターの整備 など
- 「地域の守り手」として地域に貢献する建設産業
 - ・格付や総合評価落札方式の適切な実施
 - ・専門工事業の分離発注の実施 など

5 第4次プラン策定の趣旨

- 県内建設産業は、社会基盤整備や災害への対応はもとより、広域幹線道路ネットワークの整備や半導体関連産業の集積地を含む熊本都市圏の渋滞対策、防災・減災、国土強靱化対策など“地域を守り”“熊本の未来をつくる”本県の重要な産業
- その一方、生産年齢人口の減少や技術者の高齢化に伴い、人材確保や技術・技能の承継など、「担い手の確保・育成」が喫緊の課題となっている

そのため、「第4次熊本県建設産業振興プラン」では、「地域を守り、未来をつくる建設産業の持続・発展」を基本目標に、「人材の確保・育成」・「生産性向上と働き方改革」・「持続可能な建設産業の育成」に取り組むこととし、県内建設産業団体や関係機関と引き続き緊密に連携しながら、目標の実現に向けて着実に取り組みを進めていく

6 対象

- 県内に主たる営業所を置く建設企業が主な対象

7 計画期間

- 令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)(5か年間)

8 基本目標・取組みの方向性

〔基本目標〕

地域を守り、未来をつくる建設産業の持続・発展



〔取組みの方向性〕

◆人材の確保・育成

～ 熊本を守り、未来をつくる人材を確保・育成します ～
社会基盤整備をはじめ災害への対応、さらには地域の雇用・経済に欠かすことのできない建設産業の担い手確保のため、建設産業への理解促進を図るとともに、若者をはじめ多様な人材の確保・育成に取り組めます。

◆生産性向上と働き方改革

～ 生産性向上と働き方改革を進め建設産業の可能性を広げます ～
限られた人員と実労働時間の短縮の動きの中において、建設産業が多様な人材から選ばれるよう、建設DXへの取組みなどによる生産性向上や業務体制見直しによる働き方改革に取り組めます。

◆持続可能な建設産業の育成

～ 技術と経営に優れ地域に貢献する建設産業を育成します ～
良質な社会資本を提供できる技術と経営に優れた建設産業の育成並びに地域の安全・安心を担う「地域の守り手」として積極的に活躍する建設企業を育成します。

9 主な取組み

基本目標	取組の方向性	取組方針	主な取組項目
地域を守り、未来をつくる建設産業の持続・発展	1 人材の確保・育成	(1) 建設産業の理解促進	・小中高生及び保護者を対象とした現場見学会、魅力発見フェアの開催 ・【新】災害活動等の情報発信の強化 ・SNS等を活用した建設企業の魅力の発信強化
		(2) 多様な人材に対応した受入環境等の整備	・【拡】女性や外国人などの受入・育成環境の整備 ・建設現場の安全対策の強化、労働災害の防止
		(3) 入職促進につながる接触機会の創出	・【拡】工業系高校に加え小・中学校及び普通科高校等との接触機会創出支援 ・建設産業ガイダンスや魅力発見フェアの開催 ・高校在学中における各種資格取得に対する支援
		(4) 技術者・技能者の育成	・【拡】若手職員の技能向上の取組みに対する支援 ・【新】総合評価落札方式における担い手育成タイプの試行 ・県建設技術センターによる技術者等の育成 ・県立高等技術専門校による技能者の育成 ・【拡】技能振興センター(技能検定試験会場等)の活用 ・【拡】建設キャリアアップシステムの活用
	2 生産性向上と働き方改革	(1) 建設DXへの取組みによる生産性向上	・【拡】ICT活用工事の推進 ・【新】遠隔臨場やWEB協議等の推進 ・【新】オンラインによる電子契約や電子納品の導入 ・【新】建設業許可・経営事項審査における電子申請の推進 ・電子入札システム等の導入促進 ・新技術・新工法の取組みに対する支援
		(2) 業務体制見直しによる働き方改革	・【新】完全週休2日制の推進 ・【拡】工事関係書類の簡素化など現場技術者等の負担軽減・作業効率化 ・【新】時間外労働上限規制適用に対する取組みの促進 ・発注・施工時期の平準化や適切・柔軟な工期の設定
	3 持続可能な建設産業の育成	(1) 地域の守り手として持続するための環境整備	・各地域における公共投資予算の安定的・継続的な確保 ・県内企業への発注促進、分離発注による専門工事業の育成 ・県発注工事の工事成績等の適正な評価や優良工事表彰等の実施 ・発注者・受注者間の意見交換の実施 ・災害協定に基づく活動に関するルールづくり(広域支援活動) ・BCP(事業継続計画)策定の促進
		(2) 経営の効率化及び経営基盤の強化	・企業合併・事業承継等に対する支援 ・経営相談や融資制度等の活用促進
		(3) 持続可能な社会の実現に向けた取組みの促進	・【新】SDGsの取組みの促進 ・建設企業の社会貢献活動の評価 ・熊本県リサイクル製品認証制度により認証された製品の普及促進
		(4) 適正な市場環境づくり	・総合評価落札方式の適切な運用 ・ダンピング対策などの透明で公正な市場環境づくりの推進 ・適正な元請下請関係の構築、不良不適格業者の排除

(凡例) 【新】・・・新規の事業 【拡】・・・継続事業の拡充

令和6年10月1日
河川課・道路保全課・砂防課

台風第10号に伴う公共土木施設の被害状況について

- 台風第10号（8月28日～31日）においては、湯前町で27日から30日の総雨量が522.5ミリに達し、8月の月降水量平年値の1.3倍となるなど、記録的な大雨となった地域がありました。
- 県管理道路においては、台風の被害により17箇所で全面通行止が発生しましたが、倒木・崩土の除去や応急工事などを実施し、すべての箇所の全面通行止を9月17日に解除しております。
- 9月10日時点での公共土木施設の被害状況は、県・市町村合わせて87件、被害報告額は約13億円となっています。
- 現在、応急工事の実施や復旧工事に向けた調査・測量等を行っており、一日も早い復旧に向け、全力で取り組んで参ります。

【県・市町村別】 (単位：千円)

県		市町村		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
33	805,000	54	542,720	87	1,347,720

【地域別】

(単位：千円)

地域	熊本		宇城		上益城		菊池		鹿本		玉名	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
計	-	-	1	3,000	13	121,000	-	-	-	-	8	49,220
県	-	-	1	3,000	1	30,000	-	-	-	-	3	35,000
市町村	-	-	-	-	12	91,000	-	-	-	-	5	14,220

地域	阿蘇		八代		芦北		球磨		天草		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
計	2	7,300	5	270,000	28	231,200	22	592,500	8	73,500	87	1,347,720
県	1	調査中	1	30,000	14	152,000	11	525,000	1	30,000	33	805,000
市町村	1	7,300	4	240,000	14	79,200	11	67,500	7	43,500	54	542,720

【工種別】

(単位：千円)

工種	河川		砂防設備		道路		橋梁		港湾		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
計	39	637,813	6	89,000	42	620,907	-	-	-	-	87	1,347,720
県	15	489,000	6	89,000	12	227,000	-	-	-	-	33	805,000
市町村	24	148,813	-	-	30	393,907	-	-	-	-	54	542,720

縦木河合場線（八代市泉町縦木）



頭石（かぐめいし）川（水俣市湯出）



緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

1 「緑の流域治水」の主な取組状況

(1) 新たな流水型ダム環境アセスメントの進捗状況

・9月24日、国の「流水型ダム環境保全対策検討委員会」が開催。適切な環境保全措置や地域住民等への丁寧な説明の実施等を求めた国土交通大臣意見全てに対応されることが示された。

・今後、国において最終段階となる「環境影響評価レポート【補正後】」が作成・公表され、手続きが完了することとなる。

・また、更なる環境への影響の最小化に向けた環境保全措置の具体化等のため、新たに技術検討会を立ち上げることも示された。



(2) 球磨村渡地区遊水地事業の着工式について

日時：令和6年8月24日
場所：球磨村さくらドーム
主催：国土交通省 八代河川国道事務所
熊本県、球磨村
内容：来賓祝辞、鍬入れ等



8/24 渡地区遊水地事業着工式



遊水地面積：約27ha
※球磨村において平常時の利活用を検討中

(3) 人吉市「緑の流域治水」に関する職員研修会について

日時：令和6年9月4日
場所：人吉市役所 保健センター
出席者：人吉市職員約150名
説明内容：
・「緑の流域治水」に基づく創造的復興の全体像について（県）
・河川整備計画の内容と効果及び事業進捗状況について（国・県）
・新たな流水型ダムについて（国）
・市房ダムについて（県）



9/4 人吉市職員研修会

(4) 上下流交流について

- ・ 8月24日、相良村、人吉市の小学生を対象に、川の役割や特徴、川の利活用の仕方、河川環境等について学ぶことを目的として、「川辺川で学ぼう！2024」を、国と共同で開催。
- ・ 当日は、小学生16名、保護者11名、合計27名が、水生生物調査、川遊び体験に参加。



2. 五木村・相良村の振興について

＜五木村＞

- ・ 7月16日、『「“ひかり輝く”新たな五木村振興計画」の一部改訂等に関する確認式』を開催。村、県、国の三者で、流水型ダムを前提とした新たな五木村振興をスタートさせることを確認。
- ・ 8月には、村主催の7回の行政座談会に、国・県・村からも参加。村民の皆様へ計画改訂について説明し、御意見を直接伺った。



＜相良村＞

- ・ 7月24日、川辺川(平川地区)の河川整備についての住民説明会を開催し、6月の緑の流域治水説明会で頂いた「川辺川の河川環境を残し、景観に配慮してほしい」「河畔林が残れば良好な河川環境が保持できる」との御意見を踏まえ、できるだけ河畔林を保全する内容に見直した計画等をお示した。
- ・ 8月8日、国道445号(深水地区)バイパス整備では、住民説明会を開催し、整備スケジュール等をお示した。
- ・ また、農業基盤整備や企業誘致に向けた具体的な協議を行った。
- ・ 引き続き、国・県・村が一体となり、村民の皆様の御意見を十分お聴きしながら、時間的緊迫性を持って両村の振興に取り組んでいく。



3. 令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プラン(仮称)について

- ・ 「復旧・復興プラン」に掲げている基本理念や目指す姿は継承しつつ、現在の地域の実情を踏まえ、地域の意見を伺いながら、今後4年間で重点化する取組みに改訂。
- ・ 「新時代共創復興プラン」として年内に公表予定。

令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プラン (イメージ)

I 「緑の流域治水」の更なる推進による 1日も早い安全・安心の実現

【「緑の流域治水」の推進】

【すまい・コミュニティの創造】

【災害に強い社会インフラ整備】

II 若者が“残り・集う”産業・雇用の創出

【観光を軸とした創造的復興の実現】

【地域の特色を活かした産業活性化と
雇用の創出】

【若者が定着・還流する環境の創造】

盛土規制法に基づく規制区域（宅地造成等・特定盛土等）の指定（案）について

報告事項 4

令和6年10月1日
建築課・農林水産政策課

1 背景・必要性

- ・ 令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生した。
- ・ 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、一部の開発行為は規制されているものの、盛土等の規制は必ずしも十分でない。

2 法律の概要（令和5年5月26日施行）

- ・ 「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含め抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する。
- ・ 都道府県等は、基礎調査を実施し、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定する。 規制区域内で行われる一定の盛土等の行為は許可、届出の対象となる。

3 県の対応

- ・ 土木部及び農林水産部の関係各課で構成する盛土PTを令和4年10月に設置し、検討を進めている。
- ・ 規制区域の指定に必要な基礎調査を令和5年2月から着手した。
- ・ 市町村の意見も踏まえながら規制区域案を作成した。（区域案に対し全市町村と協議済）

【盛土による災害防止のためのプロジェクトチーム（盛土PT）会議関係課】

- ・ 農林水産部 農林水産政策課、農地・担い手支援課、森林保全課
- ・ 土木部 監理課、都市計画課、砂防課、建築課

4 区域指定の考え方

【国の基本方針】

- 規制区域として指定が必要と認められた土地の区域は、可及的速やかに指定
- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定

【県の指定方針（案）】

- 白地による不法な盛土を防止するため、盛土規制法に伴う造成宅地防災区域を除いた県内全ての地域を「宅地造成等工事規制区域」若しくは「特定盛土等規制区域」に指定



区域指定のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落など盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
⇒ 一定規模以上の人が活動を行う土地の区域

特定盛土等規制区域

地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等
⇒ 上記以外の全ての区域

※熊本市や他県も同様の考え方で規制区域の指定を予定

5 今後のスケジュール（案）

- ・ 令和6年10月頃からパブリックコメントを実施し、令和7年4月1日から運用を開始する予定である。



規制区域の指定（案）

※熊本市、隣県との境界は調整済

（参考）拡大図

